

購入引換券を持って、商品券を買いに行こう

がんばれ!まさき応援券

▶対象者

令和2年8月31日時点で松前町に住民登録をしている人

▶販売価格 1セット3,000円

▶商品券面額 1セット5,000円

※ 共通券500円券×6枚、限定券500円×4枚

▶販売窓口 松前郵便局、北黒田郵便局、岡田郵便局、エミフルMASAKI郵便局、北伊予郵便局、松前町商工会

▶購入方法

9月下旬に各世帯に郵送した購入引換券、購入者の身分証明書(免許証や保険証)、購入代金を持って、販売窓口へ行く。

▶注意事項

- ※ 購入引換券の再発行はできません。紛失した場合は商品券が購入できなくなります。
- ※ 購入限度は各世帯1回、1人につき1セットです。購入引換券に記載の同一世帯員のうち1人が代表し、必要なセット数を一度に購入してください(代理人が購入する場合の詳細は、購入引換券を参照)。
- ※ 購入後の払い戻しはできません。

▶販売期間

10月1日(木)～31日(土)

▶使用期限

令和3年1月31日(日)

▼共通券 全ての取扱店舗で使用可



▼限定券 大型小売店などを除く 取扱店舗でのみ使用可



がんばれ!まさき応援券 取扱店舗一覧 (9月18日現在)

※9月19日以降の登録店は、専用ページで随時更新します。

商品券のポスターと
ステッカーが目印!



▶共通券・限定券ともに利用可能店舗

aoinail、明石屋、阿川石油松前給油所、味処鼓響、イタリアンスタンドジラソーレ、一六本舗松前店、井上徳太郎商店、いよ翁、うどん茶屋北斗松前店、宇和島鯛飯小次郎、エスケイハウス、エリートサイクルワークス、岡田タクシー、お好み焼きのむら、カットサロンパーム、カットハウスかとう、かつれつ亭出合橋店、かどや製菓、川崎屋、カワモト自動車販売、きたいよ鍼灸整骨院、くりにんぐえびす屋、黒田海産、コープえひめ松山西支所、さかい、佐賀自動車商会、さくや、酒のすみだ、篠崎畜産精肉直売店、住田米穀酒販、すわばん、セツ美容室、瀬戸吉、セブンイレブン(恵久美店、浜店、松前公園前店)、高石石油店、だがりや smile Yagine、たまごや、CHEECK、釣具のフレンド松前店、てんでん丸伊予松前店、TOTAL-K、中岡自動車、長岡写真館、中島石油、中島花店、なな草、ニシエイ建材、はしもと農園、Patisserie Laugh&Rough、明屋書店松前店、はるやま伊予松前店、ビューティーし

げみ、美容室 uP、ファミリーファッションおだ北伊予店、ファンガーデン MASAKI 本店、双葉食堂、ブロックス、hairatelier8otto、hair vita、星加商店、マイキムチ&コリアンデ hanari、松前ガスセンター、松前餃子、松前交通タクシー、まさき村、松山興産(カーペットひまわり、ユーティまさき給油所、ユーティまさきひがし給油所)、松山市農業協同組合(岡田支所、北伊予支所、永田給油所、永田出張所、松前支所)、眼鏡市場伊予松前店、メガネハウス、めん処矢磨樹松前店、モスヘアアンドネイル、もつ鍋居酒屋郷家松前店、山一商会、ゆかり美容室、龍宮堂、リンガーハット伊予松前店、渡部フラワーストップ



▼専用ページ



▶共通券のみ利用可能店舗

エディオンエミフル MASAKI 店、松山生協(岡田店、北伊予店)、くすりのレディ(松前筒井店、松前店)、DCM ダイキ松前店、ディスカウントドラッグコスモス松前店、ドラッグセイムス松前筒井店、フジエミフル MASAKI、フジ松前店、マツダオートザムフジエミフル MASAKI

▶入所(園)対象児童と定員 (年齢は令和3年4月1日時点)

《町立保育所》

施設名	定員	受入年齢	時間※()は④	延長保育	所在地	電話
松前ひまわり保育所	150人	6カ月～	7時～18時 (7時30分～12時30分)	～19時	北黒田 187-4	984-2511
黒田保育所	60人	6カ月～	7時15分～18時15分 (7時30分～12時30分)	—	北黒田 711-1	984-1358
小富士保育所	60人	6カ月～		—	大 溝 118-4	984-1161
白鶴保育所※1※2	60人	1歳児～	7時～18時 (7時30分～12時30分)	～19時	上高柳 266-1	984-1088

※1 1歳児以上の利用は、基本的に幼児食に移行している子どもが対象です。

※2 令和3年度から保育の時間を変更し、延長保育を開始する予定です。

《私立保育所》

施設名	定員	受入年齢	時間※()は④	延長保育	所在地	電話
岡田保育園	50人	6カ月～	7時15分～18時15分 (7時30分～12時30分)	—	西高柳 147-1	984-2730

《私立認定こども園(保育所部分)》

施設名	定員	受入年齢	時間※()は④	延長保育	所在地	電話
エンゼル幼稚園	70人	6カ月～	7時～18時 (7時～12時30分)	～19時	西古泉 561-1	984-6411
コモドまさき園	39人	4カ月～	7時～18時 (7時～18時)	～19時	西古泉 498-1	985-1343
青葉幼稚園	75人	6カ月～	7時30分～18時30分 (7時30分～12時30分)	—	徳 丸 332-2	984-1361

大事なお知らせ

●保育の利用希望者が増えているため、受け入れ可能人数を超える申し込みが予想されます。**申し込みをしても入所(園)できない場合がある**ことをご了承ください。

●5月以降の園児募集は、毎月2カ月前の月末が締め切りです。審査結果は、利用開始希望月の前月中旬ごろに郵送します。



保育士(フルタイム会計年度任用)募集中

勤務場所は町立保育所で、募集人数は若干名です。随時応募を受け付け、個別に面接を行います。決まり次第締め切りますので、詳しくは町ホームページ(次のQRコード)を確認してください。



●総務課職員係 ☎985-4113



令和3年度4月入所(園)

保育所・認定こども園(保育所部分)
入所(園)児童を募集します

●受付期間
10月1日(木)～30日(金)
8時30分～17時15分
(④・⑤は除く)

▶申込要件 保護者が①～⑦のいずれかに該当していること。

- 働いている場合(休憩を除き月64時間以上)
- 妊娠中か出産後間がない場合
(出産予定月とその前後2カ月ずつの最長5カ月)
- 病気か心身に障がいがある場合
- 長期にわたり、病気や心身に障がいがある親族を常に介護している場合
- 震災、風水害、火災などの災害の復旧に当たっている場合
- 求職活動(起業の準備含む)を継続的に行っている場合
- 就学(職業訓練校などの訓練含む)している場合 など

▶申し込み方法

家庭状況等により、提出書類が異なります。窓口で聞き取り後、必要書類をお渡ししますので、期間内に全てそろえて提出してください(書類は、子育て・健康課、各保育所(園)や認定こども園で配布中)。

▶申込先

【新規】

子育て・健康課保育幼稚園係

※町内の認定こども園の場合は、利用希望施設でも申し込みできます。

【継続(転園も含む)】

- ・町内の各施設の場合 利用中の各施設
- ・上記以外の場合 子育て・健康課保育幼稚園係

▶入所決定

3月上旬までに審査結果を郵送します。その後、各施設での面談や利用契約を終えると利用が決定します。

▶保育料(利用者負担額)

【0～2歳児クラスの児童】

入所児童の父母など、扶養義務者の市町村民税所得割額によって決定します。

【3～5歳児クラスの児童】

保育料は無料ですが、通園送迎費、給食費、行事費や延長保育料などは、保護者負担です(ただし、年収360万円未満相当世帯の全ての子どもとその他の世帯の第3子以降の子どもは、副食(おかず、おやつなど)費は免除)。

●子育て・健康課保育幼稚園係
☎985-4116



国勢調査の調査票は提出しましたか



国勢調査は、社会福祉、雇用施策や防災対策など、私たちの生活に欠かせない施策に役立てられる大切な調査です。令和2年10月1日現在、日本に住んでいる全ての人を対象に行います。

調査票は、10月7日(水)までにインターネットで回答するか、調査票に同封の封筒で郵送してください。

回答方法など詳しくは、次のQRコードを読み込むか、国勢調査キャンペーンサイト(<http://kokusei2020.>)

※(で)確認できます。調査票が届いていない場合は、財政課までお問い合わせください。

※調査内容は、統計の作成に関連する目的以外には使用しません。

問 国勢調査コールセンター
8時～21時

※0570から始まる番号でお掛けの人は、
03-6636-9607
財政課統計電算係

985-4101

国民年金保険料

離職による特例免除制度をご利用ください

離職により国民年金保険料を納めることができない人は、納付が免除される「特例免除制度」が利用できます。

免除を希望する人は、次のものを持参して、年金事務所か町民課で手続きをしてください。

【持参物】

- ①雇用保険受給資格者証か雇用保険被保険者離職票
- ②年金手帳

③本人確認できる身分証明書

※学生は利用できません。学生納付特例制度を利用してください。

※世帯主や配偶者がいる人は、世帯主や配偶者が所得要件を満たしている必要があります。詳しくは、左記にお問い合わせください。

問 松山西年金事務所国民年金課

925-5175

町民課住民係

985-4106

令和元年度 松前町財政健全化指標 町の財政は健全です

令和元年度の健全化判断比率と資金不足比率をお知らせします。これらの比率が低いほど、自治体の財政状況は健全です。

◆健全化を判断する比率(単位：%)

指 標	松前町	早期健全化 (国の基準) イエローカード	財政再生 (国の基準) レッドカード	備 考
実質赤字比率 (一般会計に対する赤字の割合)	—	14.16	20.0	
連結実質赤字比率 (全会計に占める赤字(または資金の不足額)の割合)	—	19.16	30.0	
実質公債費比率 (収入に占める借金返済額の割合)	8.7	25.0	35.0	前年度 9.0
将来負担比率 (将来にわたる実質的な負債の割合)	116.6	350.0		前年度 79.1

※ 実質収支と連結実質収支が黒字のため、実質赤字比率と連結実質赤字比率はありません。

◆資金不足の比率(単位：%)

区 分	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
公共下水道事業 特別会計	—	

※ 資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額が、事業の規模に対してどの程度あるか示しています。上記事業は、事業の規模に対する資金不足額が無いため、資金不足比率はありません。

このように健全な町の財政ですが、この状態が将来にわたって保障されているわけではありません。今後も財政運営に厳しい姿勢で臨み、健全財政の維持に取り組めます。

問 財政課財政係

985-4101

空家等の利活用を進めます



町と住宅金融支援機構は9月1日、「フラット35」地域活性化型に係る相互協力に関する協定」を締結しました。

【フラット35】とは、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携して提供する、最長35年の全期間固定金利の住宅ローンです。

協定の締結により、町の空家等活用事業の補助制度と「フラット35」を併せて利用することで、「フラット35」の金利が当初の5年間は0・25%引き下げられます。

▼利用要件

①平成28年4月以降の県外からの移住者であること

②空家等を賃借ではなく購入予定であること

※このほかにも要件があります。利用を希望する場合は事前に相談してください。

町は今後も、地域活性化と空家等の利活用を進めていきます。

問 町民課コミュニティ係

985-4228

飲用井戸設置者の皆さんへ

井戸水の管理・検査をしましょう

管理・検査が適切に行われていない井戸水を飲用すると、健康を損なうおそれがあります。次の点に気を付けて、井戸水を管理しましょう。

▼井戸の衛生的な管理を

井戸やその周辺には、みだりに人や動物が入らないようにしましょう。周辺の点検を定期的に行って、清潔を保持することが大切です。

▼水質検査を行いましょう

水の色、濁りや味、臭いなどに注意し、年1回以上、水質検査を受けましょう。

異常があれば飲用を中止し、水質検査を行って安全を確認しましょう。

問 県立衛生環境研究所

931-8757

愛媛県総合保健協会

987-8206

65歳以上の優先接種にご協力を インフルエンザの予防接種



より必要とする人に確実に届くよう、次の通り優先接種にご協力をお願いします。接種を希望する人はお早めに。

▼10月1日(木)～ 65歳以上の人(定期接種対象者)

▼10月26日(月)～ 医療従事者、基礎疾患のある人、妊婦、小学校2年生までの子ども(それ以外の人も接種可)

●接種費用を助成します

【64歳以下の国民健康保険加入者】

▼助成対象者 申請時、世帯主に町税と国保税の滞納がない世帯に属し、町税を滞納していない人(下記◎は除く)

▼助成額 1人千円(千円未満のときは実費)

▼助成回数 年度内1人1回

▼申請期限 3月31日(水)

▼申請方法 保険課に申請書を提出

▼申請に必要な物 ①領収書(予防接種名、接種者の氏名、病院名、接種日、料金、領収日が明記してあるもの)②保険証③認め印(朱肉を使うもの)④世帯主と接種者のマイナンバーが分かるもの⑤身分証明書

⑥世帯主名義の口座が分かるもの

▼申請先・問い合わせ

保険課医療保険係

985-4107

【65歳以上の人】

◎60～64歳で、心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がい(身体障がい者手帳1級相当)がある人を含む。

▼助成対象者 町に住民登録のある人

▼助成方法 県内の協力医療機関に予約して接種し、個人負担のみ支払い。

▼個人負担 千円

※生活保護などの支援給付を受けている人は不要。書類が必要なので、事前に福祉課障がい福祉係

985-4112まで連絡を。

▼助成回数 左記期間内 1人1回

▼助成期間

10月1日(木)～12月31日(木)

▼接種時に必要な物 保険証など住所、氏名、年齢が確認できるもの(◎に該当する人は、身体障がい者手帳か医師の診断書)

※予診票などは医療機関にあります。

問 子育て・健康課健康増進係

985-4118

